科目	金額	科 目	金額
(資産の部) 現 金	百万円	(負債の部) 預 金	百万円 6, 675, 328
通 け 金 買 入 手 形	3, 220, 785	当 座 預 金	_
コールローン	124, 000	貯 蓄 預 金	437, 380
買 現 先 勘 定 債券貸借取引支払保証金		通 知 預 金 別 段 預 金	- 503
買入金銭債権 金銭の信託	- 4, 999	定期. 預。金	6, 237, 422 21
商品有価証券	4, 999	譲渡性預金	224, 859
商 品 国 債 商 品 地 方 債	-	借 用 金 借 入 金	887, 900 887, 900
商 品 政 府 保 証 債 その他の商品有価証券	-	当 座 借 越 再 割 引 手 形	
有 価 証 券	4, 666, 000	売 渡 手 形	-
地 方 債	1, 743, 306 346, 794	売 現 先 勘 定	
短 期 社 債 社 債	180, 991 1, 504, 531	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金 コ マ ー シ ャ ル・ペ ー パ ー	1, 434, 152 –
f	- 268, 020	外国為替外国他店預り	
株式	43, 960	外 国 他 店 借	_
外 国 証 券 その他の証券 量 は 出	574, 822 3, 571	売 渡 外 国 為 替 未 払 外 国 為 替	
割 引 手 形	1, 302, 215 -	そ の 他 負 債 未 決 済 為 替 借	22, 843 1, 507
手 背 貸 付 計 計 計 計 計 計 計 計 計 計 計 計 計 計 計 計 計 計	438, 300 859, 969	未 払 費 用	19, 614 619
当 座 貸 越	3, 946	前 受 収 益	176
 外 国 為 替 外 国 他 店 預 け	- -	払 戻 未 済 金 払 戻 未 済 持 分	
外 国 他 店 貸	-	先 物 取 引 受 入 証 拠 金 先 物 取 引 差 金 勘 定	
■ 取 业 外 国 為 晉	_ 313, 543	借入商品債券	-
未決済為替貸	0	借 入 有 価 証 券 売 付 商 品 債 券 売 付 債 券	
前 払 費 用 未 収 収 益	19, 989 6, 991	売 付 債 券 金 融 派 生 商 品	- 3
未 収 還 付 法 人 税 等 先 物 取 引 差 入 証 拠 金	557	金融商品等受入担保金リース 債務	- 5
先 物 取 引 差 金 勘 定	-	資 産 除 去 債 務	_
保管有価証券等金融派生商品	- 16	その他の負債 代理業務勘定	916
金融商品等差入担保金 リース投資資産		代 理 業 務 勘 定 賞 与 引 当 金 役 員 賞 与 引 当 金	219
その他の資産	285, 988 10, 775	退職給付引当金役員退職慰労引当金	1, 978 96
建物	7, 017	特別法上の引当金	90
土 地 リース資産	2, 101 5	金融商品取引責任準備金 繰延税 金額 免	_ 25, 174
建 設 仮 勘 定 その他の有形固定資産	- 1, 651	再評価に係る繰延税金負債 債 務 保 証	
無形固定資産	3, 588	負債の部合計	9, 272, 551
ソフトウェア のれん	3, 550 -	(純資産の部)	120, 000
リ ー ス 資 産 その他の無形固定資産	- 38	普 通 出 資 金 優 先 出 資 金	120, 000
前払年金費用	-	優先出資申込証拠金資本剰余金	
再評価に係る繰延税金資産	-	資本準備金	
債 務 保 証 見 返	_ 	利 益 剰 余 金	184, 373
(うち個別貸倒引当金)	-)	利 益 準 備 金 その他利益剰余金	47, 000 137, 373
		特 別 積 立 金 (特 別 積 立 金)	112, 055 (2, 000)
		(金利変動等準備積立金)	(35,000)
		(配当準備積立金) (経営基盤強化積立金)	(15, 000) (30, 000)
		(相互支援基金積立金) (60周年記念活動積立金)	(30,000) (55)
		当期未処分剰余金	25, 318
		自 己 優 先 出 資	
		自己優先出資申込証拠金 会 員 勘 定 合 計	- 304, 373
		その他有価証券評価差額金繰 延 ヘッ ジ 損 益	68, 979 0
		土地再評価差額金	_
		評価・換算差額等合計 純 資 産 の 部 合 計	68, 980 373, 353
資産の部合計	9, 645, 905	負債及び純資産の部合計	9, 645, 905

貸借対照表注記

労金連は以下「本会」といいます。

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- 3.有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において、信託財産として運用されている有価証券の評価は、 時価法により行っております。
- 4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 5. 一部の外貨建債券(その他有価証券)に係わる為替変動リスクの相殺を目的に、ヘッジ対象を契約単位で識別する個別ヘッジを実施しております。

ヘッジ会計の方法は、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 14 号)に基づいて、ヘッジ手段であるデリバティブ取引の評価差額の認識時点をヘッジ対象である資産の損益認識時点と同一にする繰延ヘッジによる会計処理を行っております。

これは、本会の「2021 年度リスク管理方針」に基づいて個別案件ごとにヘッジ対象を明確にし、当該ヘッジ対象 の償還時における為替変動リスクをヘッジすることを目的とするものであります。

なお、ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。

- 6. 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、本会の定める決算経理規程に基づきそれぞれ次のとおり償却しております。

建物(本館、社宅) 定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は3年~50年であります。

建物(事務センター) 定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は6年~60年であります。

その他定額法(利用可能期間による耐用年数を使用)を採用しております。

また、主な耐用年数は 4年~ 20年であります。

- (2)無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、本会内における利用可能期間に基づいて償却を行っております。主要な償却年数は5年であります。
- 7. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。
- 8. 外貨建資産・負債は決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 9. 貸倒引当金は、本会の定める資産査定基準及び決算経理規程に則り、次のとおり計上しております。

正常先債権及び要注意先債権に相当する債権(以下「債権」とは、貸出金及び貸出金に準ずるその他の債権をい

う) については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に

基づいた引当額を引当てることとしております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。破綻 先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可 能見込額を控除した残額を引当てております。

すべての債権は本会の定める資産査定基準に則り本会各部が第一次査定を、統合リスク管理部が第二次査定を実施し、当該部から独立した監査部が査定監査を行っており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 本会の引当基準は、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」に基づいて定めております。

- 10. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 11. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額 基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

(1)過去勤務費用

その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により算出した額を損益処理

(2) 数理計算上の差異

各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数 (5 年) による定額法により按分した額を それぞれ発生年度の翌事業年度から損益処理

また、嘱託職員の退職金の支払に備えるため、嘱託職員就業規則に基づき、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

- 12. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 13. 収益の計上方法は、本会の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点については、損益計算書の注記において収益を理解するための基礎となる情報とあわせて注記しております。
- 14. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
- 15. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権はありません。
- 16. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務はありません。
- 17. 子会社等の株式総額 538 百万円
- 18. 子会社等に対する金銭債権総額 1,201 百万円
- 19. 子会社等に対する金銭債務総額 652 百万円
- 20. 有形固定資産の減価償却累計額 14,560 百万円
- 21. 有形固定資産の圧縮記帳額はありません。
- 22. 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権はありません。

なお、債権は、貸借対照表の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従

った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に 該当しないものです。

23. 債権のうち、三月以上延滞債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破 産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

24. 債権のうち、貸出条件緩和債権はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

25. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額はありません。

なお、22. から 24. について、「労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令の一部を改正する命令」(令和 2年1月24日 内閣府厚生労働省令第1号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、労働金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

- 26. ローン・パーティシペーションについては、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づき、原債務者に対する貸出金として会計処理していますが、決算日における残高はありません。
- 27. 目的積立金は特別積立金に含めて記載しております。
- 28. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 2,436,761 百万円

貸出金 631,803 百万円

担保資産に対応する債務

債券貸借取引受入担保金 1,434,152 百万円

借用金 887,900 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として有価証券11,830百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は 102 百万円であります。

- 29. 出資1口当たりの純資産額 311,128円32銭
- 30. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

本会は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を実施 しております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

本会が保有する金融資産は、主として有価証券です。主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的及びその他有価証券で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

また、貸出金は主に日本国政府及び全国にある13の労働金庫向けであります。

一方、金融負債はそのほとんどが全国にある13の労働金庫からの預金であり、すべて固定金利の預金です。金利の変動リスクに晒されておりますが、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されており、為替予約取引を行うことにより当該リ

スクを回避しています。

デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

本会は、取引先の信用状態の調査を基に与信実行から回収までの過程を個別案件ごとに管理する与信管理と、信用リスクが顕在化した場合のリスク量を統計的な手法で計測する信用 VaRによりモニタリングすることなどで、信用リスクを管理しております。

与信管理は、信用リスクに関する管理諸規程に従い各部が管理しており、与信管理の状況を統合リスク管理部がチェックし、算出した信用 VaRと合わせて経営管理委員会及び常務会に報告を行っております。

また、事業年度ごとにリスク資本を信用リスクに配賦しており、月次で信用VaRとの対比を行うことで、信用リスクをコントロールする態勢を整備し運営しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

本会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等を定めており、理事会において決定したリスク管理方針に基づき、経営管理委員会及び常務会においてリスク管理状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には統合リスク管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ 分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、総合企画部のALM報告と合わせて月次で経営 管理委員会及び常務会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

本会は、価格変動リスクが顕在化した場合のリスク量を統計的な手法で計測する市場 VaRにより モニタリングすることなどで、市場リスクを管理しております。また、市場環境や財務状況などのモニタリングを行い、これらの情報を統合リスク管理部が経営管理委員会及び常務会に報告しております。

なお、事業年度ごとにリスク資本を市場リスクに配賦しており、算出した市場 VaRとの対比を行うことで、市場リスクをコントロールする態勢を整備し運営しております。

(iii) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価及び事務管理に関する部門を分離 し内部牽制を確立するとともに、デリバティブ取引実施基準に基づき実施しております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

本会では、金融資産・金融負債全体の市場リスク量をVaR等により計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

本会のVaRは分散共分散法(保有期間:満期保有目的の債券及び一部の定期預金120営業日、その他の資産及び負債60営業日、信頼区間:99%、観測期間:1,250営業日)により算出しており、令和4年3月31日現在で本会の市場リスク量(損失額の推計値)は全体で65,603百万円であります。

なお、本会では、モデルが算出する VaRと実際の損益を比較するバックテスティングを定例的に 実施し、計測手法の有効性を検証しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的 に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が 激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 流動性リスクの管理

本会は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した

長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

31. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注1) 参照)。また、現金は記載を省略しており、預け金、コールローン、コールマネー、債券貸借取引受入担保金は主に短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計 上 額	時 価	差額
(1) 金銭の信託	4, 999	4, 999	_
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	377, 034	377, 038	3
その他有価証券	4, 284, 838	4, 284, 838	_
(3)貸出金	1, 302, 215		
貸倒引当金(*1)	△3		
	1, 302, 212	1, 302, 217	4
金融資産計	5, 969, 084	5, 969, 093	8
(1) 預金	6, 675, 328	6, 727, 348	52, 020
(2) 譲渡性預金	224, 859	224, 859	_
(3)借用金	887, 900	887, 900	_
金融負債計	7, 788, 087	7, 840, 107	52, 020
デリバティブ取引 (*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	12	12	_
ヘッジ会計が適用されているもの	0	0	_
デリバティブ取引計	13	13	_

(注) 時価には、既に損益認識し貸借対照表に計上されている下記の未収利息及び未払利息に相当する金額が 含まれています。

(未収利息) 貸出金8百万円 (未払利息) 預金7,072百万円

- (*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる 項目については、()で表示しております。
- (注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の令和4年3月31日における貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	555
投資事業有限責任組合出資金(*2)	3, 571
合 計	4, 127

- (*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準 適用指針第19号)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- (*2) 投資事業有限責任組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日)第27項の経過措置を適用しており、時価開示の対象とはしておりません。

(単位:百万円)

	1年以内	1 年超 3 年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 7 年以内	7年超 10年以内	10 年超	期間の定め のないもの
有価証券		0 1001	9 1 9 11 1	. 1011	20 1 5(1)		3,1
満期保有目的の債券	233, 883	92, 170	48, 515	132	198	2, 149	_
国債			_	_	_		_
地方債	432	9,659	797	132	198	944	_
短期社債	181,000	,	_	_	_	_	_
社債	52, 451	82, 511	47, 718	_	_	1, 205	_
外国証券	· –	· –	· –	_	_		_
その他	_	_	_	_	_	_	_
その他有価証券のうち							
満期があるもの	454, 680	712, 808	377, 194	329, 434	583, 785	1, 452, 971	_
国債	131,800	46,000	49,000	109, 000	304, 000	1,009,800	_
地方債	93, 076	92, 465	40, 817	17, 557	20, 421	68, 232	_
短期社債	_	_	_	_	_	_	_
社債	105, 659	302, 858	130, 530	132, 030	187, 455	373, 287	_
外国証券	113, 314	254, 347	124, 467	43, 030	43, 993	_	_
その他	10,830	17, 137	32, 380	27, 815	27, 916	1,651	_
貸出金	1, 086, 846	174, 402	7	18	22	40, 919	_
合 計	1, 775, 410	979, 381	425, 717	329, 584	584, 005	1, 496, 041	_

(注3) 借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1 年以内	1 年超 3 年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 7 年以内	7年超 10年以内	10 年超	期間の定め のないもの
預金	2, 539, 903	1, 656, 591	1, 929, 848	111, 100	_	_	437, 883
譲渡性預金	224, 859	_	_	_	_	_	_
借用金	714, 300	173, 600	_	_	_	_	_
合 計	3, 479, 063	1, 830, 191	1, 929, 848	111, 100	_	_	437, 883

32. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

以下の表には、貸借対照表の有価証券のほか、「預け金」の中の譲渡性預け金が含まれています。

(1)満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
	国債	_	_	_
	地方債	11, 732	11,867	134
時価が貸借対照	短期社債	-	_	_
表計上額を超え	社債	68, 613	68, 640	26
るもの	外国証券	_	_	=
	その他	_	_	=
	小計	80, 345	80, 507	161
	国債	_	_	=
	地方債	445	444	△0
時価が貸借対照	短期社債	180, 991	180, 991	=
表計上額を超え	社債	115, 252	115, 094	△ 157
ないもの	外国証券	_	_	=
	その他	_	_	=
	小計	296, 688	296, 531	△ 157
合	計	377, 034	377, 038	3

(注) 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(2) その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
	株式	42, 149	20, 193	21, 956
	債券	2, 265, 035	2, 199, 455	65, 579
	国債	1, 023, 290	985, 760	37, 530
貸借対照表計上	地方債	242, 825	240, 626	2, 198
額が取得原価を	短期社債		ı	_
超えるもの	社債	666, 141	660, 159	5, 981
	外国証券	332, 777	312, 908	19, 869
	その他	139, 983	96, 772	43, 210
	小計	2, 447, 168	2, 316, 421	130, 746

	株式	1, 255	1,334	△ 78
	債券	1, 708, 376	1, 735, 713	△ 27, 336
	国債	720, 015	739, 307	△ 19, 291
貸借対照表計上	地方債	91, 791	93, 108	△ 1,316
額が取得原価を	短期社債			_
超えないもの	社債	654, 524	659, 629	△ 5, 104
	外国証券	242, 044	243, 668	△ 1,623
	その他	173, 037	181, 176	△ 8, 138
	小計	1, 882, 670	1, 918, 223	△35, 553
合	計	4, 329, 838	4, 234, 645	95, 193

- (注1) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
- (注 2) 有価証券(売買目的有価証券を除く)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。) しております。なお、当事業年度における減損処理額はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための合理的な基準については、時価の下落率のほか、対象 発行体の信用リスクに係る評価結果等を加味して設定しております。また、市場価格のない株式等につい ては発行体における財政状態の悪化等の要件を勘案し、減損処理の要否を検討しております。

33. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は次のとおりであります。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価 レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価 レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

区分		時	価	
	レベル1	レベル2	レベル 3	合 計
金銭の信託	_	4, 999		4, 999
有価証券				
その他有価証券(*1)	1, 904, 989	1, 966, 380	145, 447	4, 016, 817
国債	1, 738, 229	5, 077	_	1, 743, 306
地方債	_	334, 617	_	334, 617
社債	_	1, 319, 962	703	1, 320, 665
株式	43, 405	_	_	43, 405
外国証券	123, 354	306, 723	144, 743	574, 822
その他	_	_	_	_
資産計	1, 904, 989	1, 971, 380	145, 447	4, 021, 817
デリバティブ取引 (*2)				
金利関連	_	12	_	12
通貨関連		0	ĺ	0
デリバティブ取引計	_	13	_	13

- (*1)「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 令和元年7月4日) 第 26 項に定める経過措置を適用した投資信託等については、上記の表には含めておりません。なお、令和4年3月31日における貸借対照表計上額は268,020百万円であります。
- (*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる 項目については、() で表示しております。

(単位:百万円)

区分		時	価	
	レベル 1	レベル2	レベル 3	合 計
有価証券				
満期保有目的の債券	_	370, 439	6, 598	377, 038
地方債	_	12, 312	_	12, 312
短期社債	_	180, 991	_	180, 991
社債	_	177, 136	6, 598	183, 734
貸出金	_	l	1, 302, 217	1, 302, 217
資産計	l	370, 439	1, 308, 815	1, 679, 255
預金	_	6, 727, 348	_	6, 727, 348
譲渡性預金	_	224, 859	_	224, 859
借用金	_	887, 900	_	887, 900
負債計	_	7, 840, 107	_	7, 840, 107

(注1) 時価算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

金銭の信託につきましては、原則として、信託財産である有価証券を「有価証券」と同様の方法により 算定した価額をもって時価としており、レベル2に分類しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類 しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、主にブローカー等の第三者から入手した評価価格を時価としております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル 1 の時 価に分類しており、主に債券先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の 種類や満期までの期間に応じて割引現在価値法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して 時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。

観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約等が含まれております。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後 大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を基準 日において同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、残存期間が短期間 (1年以内) のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額 を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

算出された時価はいずれもレベル3に分類しております。

預金及び譲渡性預金

要求払預金については、決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額(帳簿価額)を時価とみなしております。

また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた現在価値により時価を算定しております。割引率は、市場金利を用いております。

なお、残存期間が短期(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 算定された時価はレベル 2 の時価に分類しております。

借用金

借用金のうち、固定金利によるものは、当該借用金の元利金の合計額を同様の借入れにおいて想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

なお、残存期間が短期間 (1年以内) のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額 を時価としております。これらの取引については、レベル2の時価に分類しております。

(注2)時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

- (1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 該当はありません。
- (2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位:百万円)

	有価	証券		
	その他を	その他有価証券		
	社債	外国証券		
期首残高	1, 406	159, 672	161, 078	
当期の損益又はその他の包括利益				
損益に計上(*1)		2	2	
その他の包括利益による調整 (*2)	$\triangle 4$	△235	△240	
購入、売却、発行及び決済				
購入		69, 500	69, 500	
売却			_	
発行		_	_	
決済	△698	△84, 194	△84, 893	
レベル3の時価への振替			_	
レベル3の時価からの振替	١	_	_	
期末残高	703	144, 743	145, 447	
当期の損益に計上した額のうち貸借対照				
表日において保有する金融資産及び金融	_	_	_	
負債の評価損益				

- (*1) 損益計算書の「資金運用収益」及び「資金調達費用」に含まれております。
- (*2) 本会は労働金庫法施行規則第 113 条に定める別紙様式に則り、包括利益計算書は作成しておりません。

(3) 時価の評価プロセスの説明

本会は常務理事が決裁した時価算定要領にて時価の算定に係る手続等を定めており、これに沿って営業部が時価を算定しております。算定された時価は、営業部にて検証を行うほか、統合リスク管理部においても時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性を検証することにより、時価の算定の手続に関する適正性及び算定された時価の適切性が確保されております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、他の第三者から入手した会計基準に従って算定されていると期待される価格と比較検討を行う等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

- (4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明 該当はありません。
- 34. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
- 35. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1里規	(百万円)	(百万円)	(百万円)
株式	4, 933	584	421
債券	168, 602	126	6, 499
国債	168, 602	126	6, 499
地方債	_	ı	_
短期社債		l	_
社債	_		_
外国証券	_	_	_
その他	670	171	_
合 計	174, 206	882	6, 920

- 36. 当事業年度中に、保有目的区分を変更した有価証券はありません。
- 37. 金銭の信託の保有目的別内訳
 - (1) 運用目的の金銭の信託

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	4, 999	_

- (2) 満期保有目的の金銭の信託の取扱いはありません。
- (3) その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)の取扱いはありません。
- 38. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券は60,766百万円です。また、使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。
- 39. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、 一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、224,453 百万円であります。

このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が224,453百万円あります。

40. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

	固定資産減損額	733 百万円
	有形固定資産減価償却限度超過額	163 百万円
	退職給付引当金	547 百万円
	有価証券減損	146 百万円
	未払事業税	108 百万円
	賞与引当金繰入額	59 百万円
	ソフトウェア減価償却限度超過額	一百万円
	役員退職慰労引当金	26 百万円
	社会保険料未払費用	17 百万円
	確定拠出年金移換金	15 百万円
	その他有価証券評価差額金	一百万円
	繰延ヘッジ損益	一百万円
	その他	63 百万円
繰延税金資産小計		1,883 百万円
	評価性引当額	△843 百万円

繰延税金資産合計 1,039 百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金26,213 百万円繰延ヘッジ損益0 百万円

繰延税金負債合計 26,213 百万円

繰延税金負債の純額 25,174 百万円

41. 契約資産、顧客との契約から生じた債権、契約負債

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の 資産と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、そ れぞれ以下のとおりです。

契約資産-百万円顧客との契約から生じた債権401 百万円契約負債176 百万円

42. 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものはありません。

43. 会計方針の変更

会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更は以下のとおりです。

(「時価の算定に関する会計基準」等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」 (企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」 (企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日)を当事業年度より適用しております。時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

(「収益認識に関する会計基準」の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 令和3年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、累積的影響額はありません。

(消費税等の会計処理の変更)

消費税等の会計処理は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、従来の税込方式から税抜方式に変更しております。

なお、収益認識会計基準第 89 項に定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前までに税込方式 に従って消費税等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を控除しておりません。